

第2章 市民と議員

第1節 市民の義務と権利（請願・陳情の提出）

市民一人一人が、市政を自らの手で進めていくための基本的な権利と義務があります。

1 市民の義務

市民には、法律や市の条例を守ったり、税金を納めるなどの義務があります。

2 市民の権利

市民には、市の公共財産を使用し、市の公共サービスを受けること以外に、「市政に参加する権利（参政権）」があります。

参政権としては、選挙に参加する権利のほか、直接請求権として、市の条例の制定・改廃など市の仕事の監査を請求する権利などがあります。さらに、市長・議会議員などの解職や議会の解散を求めることもできます。

このほか、身近なところでは、次のようなことも認められています。

（参考）

市民の直接請求一覧表

件名	署名数	提出先
条例の制定・改廃	有権者の50分の1以上の署名	市長
事務の監査	有権者の50分の1以上の署名	監査委員
市議会の解散	有権者の3分の1以上の署名	選挙管理委員会
市議会議員の解職	有権者の3分の1以上の署名	選挙管理委員会
市長の解職	有権者の3分の1以上の署名	選挙管理委員会
副市長などの解職	有権者の3分の1以上の署名	市長

① 会議の傍聴

本会議をはじめ、各委員会はどこでも傍聴することができます。
傍聴の手続きは次のとおりです。

◎ 本会議の傍聴

傍聴席は、市役所5階にあり、先着順に入場いただけます。受け付けは不要です。定員は32名です。

また、定員が超過した場合や身体的都合で議場に入りにくい方は、市役所4階の第2委員会室にモニターを設置しておりますので、本会議の様子をご覧いただけます。

◎ 委員会の傍聴

各委員会当日の開会60分前までに、市役所4階の市議会事務局までご連絡して下さい。

② 請願・陳情の提出

どなたでも、市政についての要望や意見を「請願」あるいは「陳情」として市議会に提出することができます。
請願については、一般質問の初日までに受理したものを、その定例会に上程します。

◎ 請願

邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者の押印をし、市議会議長あてに提出してください。

提出の際に1人以上の議員の紹介（自筆署名又は記名押印）が必要です。

請願書は、所管の常任委員会又は議会運営委員会などで審査を行い、その審査結果を委員会は議長に報告し、それをもとに本会議で「採択」（趣旨に賛成）か「不採択」（趣旨に反対）かを決めます。

③ 議会情報の閲覧

市議会では、議会情報の公開を行っておりますのでご活用ください。

◎ 会議録

市議会では、本会議の会議録を作成しており、市議会事務局と市立図書館及び各行政局等において閲覧することができます。また、委員会記録も市議会事務局で閲覧することができます。

◎ 市議会だより

年4回の定例会後に、本会議の議決状況のほか、一般質問の抜粋を中心に政務調査費や委員会視察報告等も掲載し、全戸に配付しております。

◎ 市議会ホームページ

議員の名簿、委員会の構成、議会の日程等や「本会議録」・「市議会だより」などを掲載しています。

第2節 議員の義務と権利

1 議員の義務

各種委員会の委員に就任したり、会議に出席するなどの義務があります。議員の義務の中でも、代表的なものとしては次のようなものがあります。

① 常任委員会の委員に就任する義務（地方自治法第109条）

議員は少なくとも1の常任委員会の委員となる。任期は2年です。それ以外にも、議会運営委員会や特別委員会の委員にも選任される場合があります。

② 懲罰に服する義務（地方自治法第134条・第135条）

議員は、議会の議決を経て懲罰処分を科されたときは、これに従う義務があります。懲罰としては、戒告、陳謝、出席停止、除名があります。

③ 招集に応じ、会議に出席する義務（地方自治法第137条）

正当な理由がなく欠席し、議長の出席要求にも応じないときは、議長は議決を経て懲罰を科することができます。

④ 規律に服する義務（田辺市議会会議規則第153条）

すべて規律に関する問題は、議長が定めます。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定めます。

2 議員の権利

議案の提出や発言、資料の要求などの権利があります。議員の権利の中でも、代表的なものとしては次のようなものがあります。

① 臨時会の招集請求権（地方自治法第101条）

議員定数の4分の1以上の議員は、市長に対して会議に付議すべき事件を示し臨時会の招集請求ができ、市長は請求日から20日以内に臨時会を招集しなければなりません。

② 議案提出権（地方自治法第112条）

議員は、議員定数の12分の1以上の賛成で、文書をもって、市議会に議案を提出することができます。ただし、市長に提出権限のある予算は除きます。

③ 開議請求権（地方自治法第114条）

議員定数の半数以上の議員から開議請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければなりません。
なお、会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができません。

④ 侮辱に対し処分を求める権利（地方自治法第133条）

会議または委員会中に侮辱を受けた議員は、議会に訴え侮辱した議員に対する処分を求めることができます。

⑤ 議員報酬及び費用弁償を受ける権利（地方自治法第203条）

議員は、条例に基づき、議員報酬、期末手当及び費用弁償の支給を受けることができます。

⑥ 議事に関する権利

議員が会議中に行使できる権利として、①動議の提出権、②表決権、③選挙権、④発言権、⑤異議の申立権、⑥討論権、⑦質問権があります。また、議会として、資料の要求・請求権が認められています。

第3節 議会の解散と議員の解職

選挙で選ばれた議員の任期は4年ですが、次のような場合は任期終了を待たずに、その職を失うことになります。

1 住民による議会の解散請求の成立（地方自治法第76条・第78条）

選挙権のある人は、その総数の3分の1以上の連署をもって、その代表者から地方公共団体の選挙管理委員会に対し、議会の解散を請求することができます。

この請求があったときは、選挙管理委員会は請求の要旨を関係区域内に公表し、議会の解散について選挙人による投票に付さなければなりません。

議会の解散投票において過半数の同意があったときは、議会は解散投票の日解散します。議会が解散されれば、議員は当然に失職し、議員の一般選挙が行われます。

2 議員による議会の自主解散（地方公共団体の議会の解散に関する特例法）

議員の4分の3以上が出席し、出席議員の5分の4以上の同意により、自主解散をすることができます。

3 住民による議員の解職請求の成立（地方自治法第80条・第83条）

議員の所属する選挙区に選挙権のある人は、その総数の3分の1以上の連署をもって、その代表者から地方公共団体の選挙管理委員会に対し、議員の解職を請求することができます。

この請求があったときは、選挙管理委員会は請求の要旨を関係区域内に公表し、議員の解職について選挙人による投票に付さなければなりません。

議員の解職投票において過半数の同意があったときは、その議員は職を失います。（この場合、最低投票数の制限はないため、投票率は問題になりません。）議員の失職の日は、解職投票の日です。

4 市議会の議決による除名（地方自治法第135条）

市議会は、議員の3分の2以上が出席し、出席議員の4分の3以上の議決によって、懲罰事犯を犯した特定の議員を除名することができます。

除名とは、懲罰処分的一种で、議員によって乱された市議会の品位及び秩序を保持するため、市議会の自律権に基づき、その議員の意思にかかわらず議員の資格を剥奪し、組織外に排除することを言います。

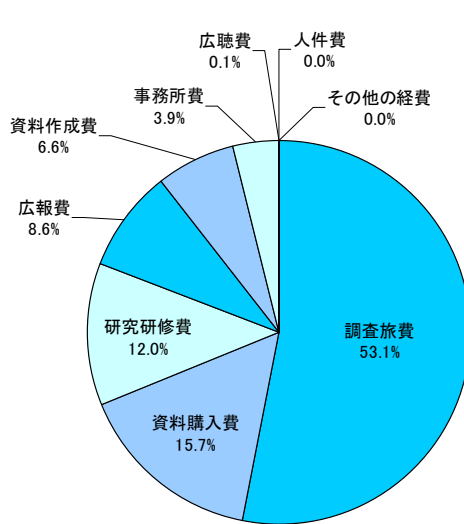
除名の効力の発生時期は、市議会の議決があったときです。

第4節 政務調査費

田辺市議会では、地方自治法に基づき、条例で定めるところにより、議員の調査研究のため必要とする経費として、各会派に対し議員1人当たり月額2万円を各会派に対して交付しています。

使途基準については、「田辺市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」で定めており、申し合わせによりすべての支出に対し領収書添付を義務づけ、会派の代表者は毎年度収支報告書を作成し、残余が生じた場合は返還しています。

1 政務調査費の使い道



【平成20年度収支報告書を基に作成】

議員数		30人	
収入	交付額	7,200,000	
	預金利息	6,148	
支出	研究研修費	661,183	12.0%
	調査旅費	2,928,045	53.1%
	資料作成費	361,864	6.6%
	資料購入費	865,352	15.7%
	広報費	477,272	8.6%
	広聴費	2,625	0.1%
	人件費	0	0.0%
	事務所費	215,152	3.9%
	その他の経費	0	0.0%
	合計	5,511,493	100.0%
返還額	1,694,655		

2 政務調査費の使途基準（「田辺市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」抜粋）

政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために必要な経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費・リース料等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動、市の政策等について住民に広報し、又は報告するために必要な経費（広報紙・報告書の印刷製本費・送料、会場費等）
広聴費	会派が市又は会派の政策等に対する住民の要望又は意見を聴くための会議等に要する経費（会場費、印刷製本費、茶菓子代等）
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料・維持管理費、備品・事務機器の購入費・リース料等）
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

第5節 行政視察

田辺市議会の常任委員会では、各委員会の所管する事項の中で、先進的な取り組みや創意工夫を凝らした施策に取り組んでいる自治体等を実際に調査し、田辺市の行政に反映させ、市民サービスの向上につながるよう、行政視察を行っています。（※平成20年度行政視察報告書より抜粋）

① 総務企画委員会

- ◎ 実施日：平成20年7月28日（月）～30日（水）
- ◎ 視察地及び視察事項
 - ・京都府綾部市
 - 「水源の里条例について」
 - 「里山ねっと・あやべについて」
 - ・石川県輪島市
 - 「能登半島震災後の復旧活動について」
 - 「都市ルネッサンス石川・都市軸整備事業について」



輪島市での視察研修

② 産業環境委員会

- ◎ 実施日：平成20年10月29日（水）～31日（金）
- ◎ 視察地及び視察項目
 - ・大分県豊後高田市
 - 「中心市街地活性化事業について」
 - ・佐賀県唐津市
 - 「漁業振興施策について」
 - ・福岡県福岡市
 - 「ごみの最終処分場について」



唐津市での視察研修

③ 建設消防委員会

- ◎ 実施日：平成20年10月22日（水）～24日（金）
- ◎ 視察地及び視察項目
 - ・秋田県大館市
 - 「下水道事業について」
 - 「消防の広域化について」
 - ・青森県青森市
 - 「青森駅周辺整備事業について」



青森市での視察研修

④ 文教民生委員会

- ◎ 実施日：平成20年10月27日（月）～29日（水）
- ◎ 視察地及び視察項目
 - ・福岡県筑後市
 - 「ちっごの生命をつなぐ食育条例について」
 - 「子育て支援拠点施設『おひさまハウス』について」
 - ・大分県竹田市
 - 「おおいた国体について」
 - 「竹田薪能について」
 - ・大分県佐伯市
 - 「長期総合教育計画について」
 - 「おおいた国体について」



佐伯市での視察研修